

(法) 利用停止請求権と(市条例) 削除請求権

(市条例) 是正の申出

(法) 利用停止請求権について

利用停止請求の対象行為

- (1) 個人情報が適法に取得されたものでないとき(法 36)
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき(法 36)
- 利用目的以外の目的のために利用されているとき(法 36)

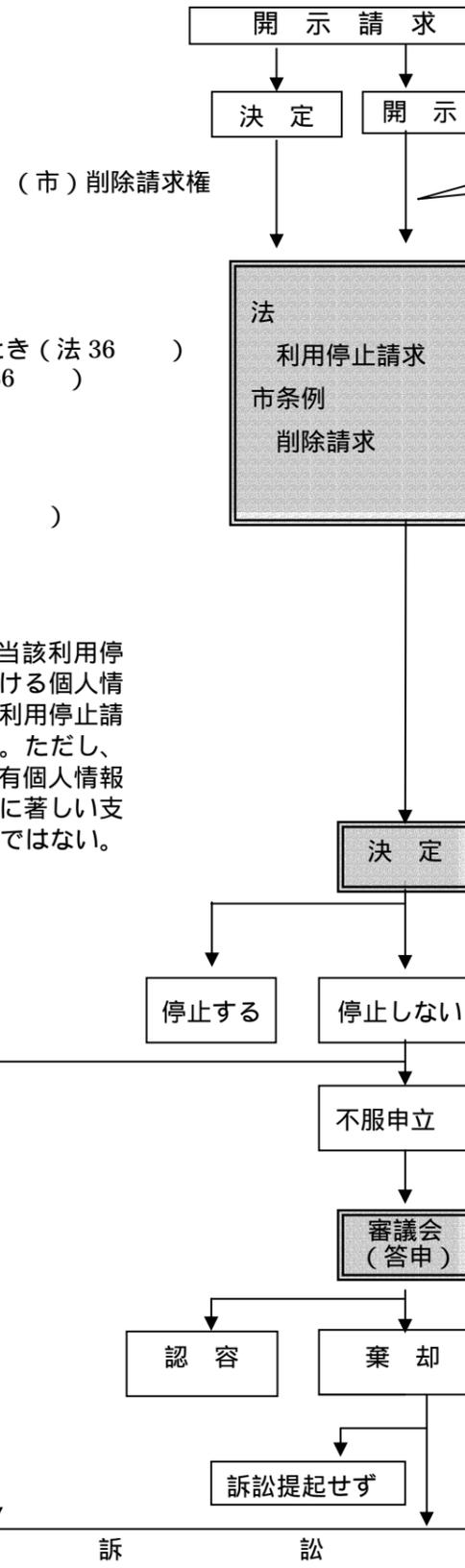
個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 個人情報が利用目的以外の目的のために提供されているとき(法 36)

個人情報の提供の停止

停止義務

行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。(法 38 条)



(法) 利用停止請求権
(法)(市) 訂正請求権も同じ

是正の申出の対象行為(市条例 26)
個人情報が利用目的以外の目的に利用されているとき
個人情報の取扱いの是正

個人情報が利用目的以外の目的に提供されているとき
個人情報の取扱いの是正

措置前の審議会への諮問
申出に対する処理の前に、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。(市条例 26)

必要な措置
審議会の意見を聴いて、是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。(市条例 26)

処理内容の通知期限
速やかに、是正の申出者に対し、処理の内容を通知しなければならない。(市条例 26)

神戸市個人情報保護条例(抜粋)

- (是正の申出)
- 第 26 条 何人も、実施機関が自己に関する個人情報を第 9 条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。
 - 2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 是正の申出の内容
 - (4) 是正の申出をする理由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 - 3 第 15 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定は、是正の申出について準用する。
 - 4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、第 9 条第 1 項第 4 号の規定により既に審議会の意見を聴いた場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、当該是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。
 - 5 実施機関は、速やかに、是正の申出をした者に対し、書面により、是正の申出に係る処理の内容を通知しなければならない。

第 15 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定は代理に関する規定

是正の申出

審議会(答申)

処理内容の通知

是正しない

是正する

必要な措置
利用停止
提供停止
削除等

